

介護休暇（特別休暇の介護休暇を除く。）について（常勤職員）

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他理事長が定める者で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められた場合	左記に規定する者の各々が左記に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して 186 日の範囲内の期間において必要と認められる期間
---	--

- (ア) 勤務しない 1 時間につき、勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。
- (イ) 「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- (ウ) 「その他理事長が定める者」とは、職員と同居の祖父母・孫・兄弟姉妹・父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子をいう。
- (エ) 介護休暇の単位は、1 日又は 1 時間（必要に応じてこれらを組み合わせて利用することも可能）とし、1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。
- (オ) 介護休暇は、通算 186 日の範囲内において再申請、延長又は中途変更を行うことができる。
- (カ) 介護休暇の申出をする職員は、勤怠管理システムを通じて「介護休暇承認申請書」を提出する。
- 承認された期間内において介護休暇の一部取消し又は変更を行う必要がある場合には、その翌月の 5 日までに申出をする職員は、勤怠管理システムを通じて「介護休暇承認状況変更報告書」を提出すること。
- (キ) 介護休暇については、その勤務しない 1 時間につき、職員給与規程第 6 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。